

強い人権制約を可能にする新型インフルエンザ特措法改定強行に抗議する（談話）

2020年3月13日

日本医療労働組合連合会
書記長 森田進

安倍政権は3月13日、わずか3日間の審議で、それも審議時間が衆参両院合わせてたったの数時間で、国民の人権を著しく制約する新型インフルエンザ特措法改定案を成立させた。安倍首相は法案提出に際し、「国民の命と健康を守るため、一日も早い成立に向けて協力をお願いする」と政府・与党連絡会議で呼びかけたが、いま緊急に行うべきことは、対策予算を拡充し、感染防止対策の強化と治療体制を確立することであり、不必要な法改定ではない。対策が後手後手に回り、ちぐはぐな対応に終始してきた政府対応を見直し、医療機関や介護施設への支援を強力に行うことこそが必要である。

そもそも、今回の新型コロナウイルス感染対策に関しては、厚生労働省が新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する実施要綱を2月18日に改定し、「新型インフルエンザ等」と「等」を加え、政府の備蓄品を新型コロナウイルス対策にも使えるようにしていたことが国会審議の中で明らかになり、新型コロナウイルスは特措法の対象に含まれないとしてきた政府説明と矛盾をきたし、野党各党からも改定の必要性がないことが突き付けられている。

特措法改定の最大の問題点は、「外出の自粛要請」「学校・社会福祉施設、興行場等に対し使用等の制限・停止の要請」さらには「指示」、土地所有者の同意なしに臨時医療施設開設のための土地使用も可能とするなど、私権制限が強力に行えるようになることである。これらは、憲法に保障された移動の自由や集会の自由、表現の自由といった基本的人権を制約するものであり、経済活動にも大きな影響をもたらすものである。また、これらの私権制限を可能とする内閣総理大臣による「緊急事態宣言」の発動は、「重篤な症例の発生頻度」や「全国かつ急速な蔓延」を判断基準としているが、誰がどのような基準で判断するかも不明確であり、恣意的な運用を可能とってしまう危険性を帯びている。付帯決議では、緊急事態宣言について「特に緊急の必要がありやむを得ない場合を除き、国会へ事前に報告する」と明記したが、緊急の必要性がないものだけを国会に事前報告では、「緊急事態」は国会に報告することなく宣言できてしまうことになり、歯止めの意味を持たない。実際にこの間安倍首相は、専門家の意見を求めることもなく、全国の学校の一斉休校を独断で決定し、国民に混乱を持ち込む結果を招いており、安倍首相に緊急事態宣言を出す権限を与えることに大きな懸念がある。また、この機に乗じて国民の不安をあおり、自民党改憲案4項目の一つである「緊急事態条項」を強調しようとする改憲勢力の意図もかいま見える。

国民の自由と人権を幅広く制限する「緊急事態宣言」を含む特措法改定は、その運用基準も曖昧であり、権限乱用の歯止めの仕組みもなく、極めて危険な法律となっている。緊急事態宣言の発動を阻止するとともに、同法そのものの根本的な再検討を強く求めるものである。

以上